

## 農地法第 5 条許可

—農地等の権利を取得して転用するとき（市街化区域以外）—

毎月原則 20 日✕

添付書類	摘要	提出部数
付近見取図		各 2 部
公図		
土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る	
印鑑証明書		
住民票謄本、戸籍の附票等	必要な場合のみ	
法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書に限る）、定款（写）、寄付行為（写）のいずれか	法人の場合	
耕作者の同意書	権利設定されている場合	
仮登記、抵当権、地役権等同意書	設定されている場合	
計画書	必要な場合のみ	
利用状況調書、現況写真	必要な場合のみ	
土地利用計画図・用排水計画図・造成断面図等		
建物平面図・配置図等		
巨椋池土地改良区意見書	必要な場合のみ	
水利権者・漁業権者等の同意書	必要な場合のみ	
工事見積書		
資金証明書（残高証明書等）		
建設業許可通知書（写）・宅建業免許証（写）・砂利採取業者登録（写）等		
他法令による許可、認可、関係機関の議決が必要な場合に、これを了している書面（写）	必要な場合のみ	
その他参考となるべき書類		
委任状	代理人が申請する場合	

京都府許可になりますので、本申請の前に京都府と事前協議をします。計画の大まかな概要が決まり次第、計画内容や図面等の事前提出をお願いします。

転用面積が 4ha を超える場合、提出書類は各 3 部必要です。

申請内容によっては不要な書類もありますので、最後までよくお読み下さい。

## 付近見取図について

土地の位置及び付近の状況を示す図面で、住宅地図の写しやインターネット上の地図。

## 公図について

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。

登記情報提供サービスで取得した物でも可。

## 土地の登記事項証明書について

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、2 部提出のうち、1 部は写しでの提出可能。

登記情報提供サービスで取得した物は不可。

## 印鑑証明書について

印鑑証明書は譲渡人、譲受人の物で、共有者がいれば全員の物が必要。

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

## 住民票謄本、戸籍の附票等について

登記事項証明書に記載されている住所と、印鑑証明書の住所が異なる場合、いずれかの書類を添付して下さい。同一人物か確認する為、住所が繋がっていることが必要。

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

## 法人の登記事項証明書について

譲受人が法人の場合に必要。

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、2 部提出のうち、1 部は写しでの提出可能。

登記情報提供サービスで取得した物は不可。

## 仮登記、抵当権、地役権等同意書について

設定されている場合に必要。

## 計画書について

転用目的が駐車場や資材置場の場合に必要。用紙は事務局にあります。

## 利用状況調書、現況写真

駐車場や資材置場を現有している場合に必要。調書の用紙は事務局にあります。

## 土地利用計画図・用排水計画図について

排水・通風等の被害防除の必要性、被害防除措置等を確認するために必要。

転用目的が駐車場の場合は、区画割りと進入路を記載した物に用排水関係を記載。

転用目的が資材置場の場合は、進入路とどこに何を置くのかを記載した物に用排水関係を記載。

転用目的が建物の場合は、建物配置図に用排水関係を記載。

その他、計画内容によっては必要な図面がありますので、事前にご相談下さい。

### 建物平面図・配置図等について

計画内容によっては不要な図面がありますので、事前にご相談下さい。

### 巨椋池土地改良区意見書について

農地が巨椋池土地改良区内にある場合に必要。発行は巨椋池土地改良区です。  
2部提出のうち、1部は写しでの提出可能。

### 水利権者・漁業権者等の同意書について

事業に関連する取水・排水がある場合。

他法令による許可、認可、関係機関の議決が必要な場合に、これを了している書面について

例) 水路占用許可書等

他法令による許可等の手続き状況が確認できる書類(写)を添付して下さい。

### その他参考となるべき書類について

例) 開発事前協議書の写し等

申請に関して補足資料があれば添付して下さい。

### 委任状について

代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任する者の住所・氏名を明記の上、押印(認印)のこと。

## 【その他】

申請書の押印は実印が必要です。

申請書の日付は提出時に記入して下さい。

必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。その為、計画段階での事前の相談をお願いします。

申請に関する詳細については、宇治市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。